第13回　県央地区ゴルフ大会　競技規則

平成30年8月29日（火）

競技会場　/　小田急藤沢ゴルフクラブ

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則と、この競技の条件とローカル・ルールを適用する。

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

1. 使用球の規格

競技者の使用球は日本ゴルフ協会発行の最新公認球リストに記載されているものでなければならない。

この条件の違反は競技失格とする。

1. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ付属規則Ⅰ（B）１ ．a　』　を適用する。

1. ホールとホールの間での練習禁止

ホールとホールの間では、競技者はプレーを終えたばかりのホールのグリーン上やその近くではどの様な練習ストロークもしてはならない。
（　この条件の違反の罰は次のホールに２罰打　）

1. プレーのペースについて　（ゴルフ規則　６－７）

スロープレーに対する罰は、以下の様にする。

・初回の違反：警告とする。

・２回目の違反：１打罰

・３回目の違反：２打罰

・その後、更に同じ違反が有った場合　：　競技失格とする。

1. プレーの中断と再開
2. 通常のプレーの中断（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則　６-８　b,c,dに従って処置すること。
3. 険悪な気象状況にある為、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいた時は各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。１ホールのプレーの途中であっても各競技者はプレーをすぐに中断しなければならず

その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまではプレーを再開してはならない。競技者がプレーをすぐに中断しなかった時は、ゴルフ規則　３３－７に決められている様な罰を免除する正当な事情が無ければ、その競技者は失格となる。

1. プレー中断と再開の合図について

・通常のプレー中断：カート備付けの連絡用無線機で通報する。

・険悪な気象状況によるプレー中断：カート備付けの連絡用無線機で通報する。

・プレーの再開：競技委員会の判断で、カート備付け無線機で通報する。

1. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。

この条件の違反の罰は『ゴルフ附属規則Ⅰ（Ｂ）２』を適用する。

9 悪天候などの理由により、競技委員会が途中中止を決定した場合はやむを得ず９ホール終了時点で競技を成立させることが有る。

10 タイの決定方法

\*個人戦　　：　　マッチングスコア方式により順位を決定する。

\*団体戦　　：　チーム最上位者のスコアで決定し、タイの場合はマッチングスコア方式で順位を決定する。

11 競技の終了時点
競技委員長が成績発表を行った時点をもって終了とみなす。